



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
3月29日(金)  
第492号

## 目次

### 告 示

○栃木県一般会計予算等	248
○公印の作成	255
○土壤汚染対策法による要措置区域の指定	256
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定	257
○木材業者の登録	257
○木材業者の登録まっ消	263
○木材業者登録簿の記載の変更	264
○農業振興地域の区域の変更	264
○地籍調査の成果の認証	265
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	265
○土地改良区定款変更の認可	269
○道路の区域の変更	269
○道路の供用開始	271
○都市計画事業計画の変更認可	271
○同	271
○同	272
○同	272
○同	273
○同	273
○同	274
○都市公園の区域の変更	274
○都市計画事業の認可	275
○同	275
○都市計画事業計画の変更認可	275
○都市計画の変更及び図書の縦覧	276
○建築基準法による道路の位置指定	276
○建築基準法による道路の位置指定の廃止	277

### 公 告

○当せん金付証票の発売	277
○栃木県ライフル射撃場の利用料金の承認	279
○県が設置する体育施設の利用料金の承認	281
○栃木県奥日光地区駐車場の利用料金の承認	289
○農地を利用する権利の設定の裁定	291
○開発行為の工事完了	292

### 監 査 委 員

○監査の結果に基づく措置状況の公表	292
-------------------	-----

## 告 示

## 栃木県告示第183号

令和6年度栃木県一般会計予算等については、令和6(2024)年3月19日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 令和6年度栃木県一般会計予算

令和6(2024)年度当初予算では、選択と集中を図りながら必要な財源を確保し、「政策経営基本方針」の重点事項を積極的に展開するとともに、「とちぎ未来創造プラン」及び「とちぎ創生15戦略(第2期)」を着実に推進するほか、当面するその他の重要課題にも的確に対応することとした。

この結果、一般会計予算の総額は、9,328億円となり、前年度当初予算と比較して4.7%減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 県 税	257,000,000	264,000,000	△ 7,000,000
2 地方消費税清算金	102,328,000	105,728,000	△ 3,400,000
3 地方譲与税	41,100,000	39,497,000	1,603,000
4 地方特例交付金	7,300,000	1,400,000	5,900,000
5 地方交付税	147,500,000	144,500,000	3,000,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000	600,000	
7 分担金及び負担金	3,548,907	3,998,301	△ 449,394
8 使用料及び手数料	10,056,213	10,161,053	△ 104,840
9 国庫支出金	92,962,455	124,484,049	△ 31,521,594
10 財産収入	1,596,741	1,449,447	147,294
11 寄附金	60,786	74,455	△ 13,669
12 繰入金	39,562,773	24,948,009	14,614,764
13 繰越金	1,000,000	1,000,000	
14 諸収入	163,684,125	186,159,686	△ 22,475,561
15 県債	64,500,000	70,600,000	△ 6,100,000
合 計	932,800,000	978,600,000	△ 45,800,000

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 議会費	1,468,111	1,493,712	△ 25,601
2 総務費	40,890,292	41,691,448	△ 801,156
3 民生費	113,468,283	113,623,329	△ 155,046
4 衛生費	74,648,053	93,387,123	△ 18,739,070
5 労働費	2,052,523	1,921,498	131,025

6	農林水産業費	37,201,195	38,027,464	△ 826,269
7	商工費	153,707,492	172,637,363	△ 18,929,871
8	土木費	78,795,138	84,320,084	△ 5,524,946
9	警察費	46,426,686	44,504,950	1,921,736
10	教育費	178,845,588	179,581,933	△ 736,345
11	災害復旧費	2,577,742	2,554,064	23,678
12	公債費	98,347,697	96,855,882	1,491,815
13	諸支出金	103,871,200	107,501,150	△ 3,629,950
14	予備費	500,000	500,000	
	合計	932,800,000	978,600,000	△ 45,800,000

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 職員費	196,178,580	195,850,519	328,061
2 公共事業費	56,697,435	62,534,702	△ 5,837,267
3 建設事業費	61,934,867	63,427,625	△ 1,492,758
4 公債償還費	98,347,697	96,855,882	1,491,815
5 主要義務費	140,000,197	133,617,059	6,383,138
6 税交付金等	103,871,200	107,501,150	△ 3,629,950
7 一般行政費	101,828,417	127,150,547	△ 25,322,130
8 受託事務費	1,234,810	1,259,999	△ 25,189
9 県単補助金	16,682,122	14,951,595	1,730,527
10 県単貸付金	148,028,903	167,365,826	△ 19,336,923
11 災害復旧費	2,502,081	2,478,431	23,650
12 直轄事業負担金	5,493,691	5,606,665	△ 112,974
合計	932,800,000	978,600,000	△ 45,800,000

2 令和6年度栃木県公債管理特別会計予算

本予算は、満期一括償還方式の県債の償還等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は431億6,406万円となり、前年度当初予算と比較して4.3%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 繰入金	7,739,060	7,627,920	111,140
2 県債	35,425,000	37,461,000	△ 2,036,000
合計	43,164,060	45,088,920	△ 1,924,860

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 公債費	43,164,060	45,088,920	△1,924,860
合 計	43,164,060	45,088,920	△1,924,860

## 3 令和6年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

本予算は、地方独立行政法人である県立病院に係る地方債の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は39億2,346万円となり、前年度当初予算と比較して42.3%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 諸収入	1,922,140	1,846,010	76,130
2 県債	2,001,320	910,320	1,091,000
合 計	3,923,460	2,756,330	1,167,130

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 地方独立行政法人県立病院貸付金	2,001,320	910,320	1,091,000
2 公債費	1,922,140	1,846,010	76,130
合 計	3,923,460	2,756,330	1,167,130

## 4 令和6年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

本予算は、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付に要する経費を計上したものであり、予算の総額は3億8,414万円となり、前年度当初予算と比較して1.7%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
2 繰越金	174,592	149,412	25,180
3 諸収入	209,548	228,338	△18,790
合 計	384,140	377,750	6,390

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	384,140	377,750	6,390
合 計	384,140	377,750	6,390

5 令和6年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

本予算は、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給するために要する経費を計上したものであり、予算の総額は3億464万円となり、前年度当初予算と比較して0.9%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 共 済 掛 金 収 入	26,789	25,713	1,076
2 国 庫 支 出 金	53,202	53,520	△ 318
3 繰 入 金	55,415	55,935	△ 520
4 繰 越 金	27	41	△ 14
5 諸 収 入	169,207	166,801	2,406
合 計	304,640	302,010	2,630

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 心身障害者扶養共済事業費	304,640	302,010	2,630
合 計	304,640	302,010	2,630

6 令和6年度栃木県国民健康保険特別会計予算

本予算は、国民健康保険事業の運営に要する経費を計上したものであり、予算の総額は1,696億6,393万円となり、前年度当初予算と比較して0.6%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 分 担 金 及 び 負 担 金	48,791,377	48,787,224	4,153
2 国 庫 支 出 金	46,701,793	46,087,661	614,132
3 財 産 収 入	536	158	378
4 繰 入 金	13,547,921	12,355,921	1,192,000
6 諸 収 入	60,622,303	61,376,796	△ 754,493
合 計	169,663,930	168,607,760	1,056,170

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 国民健康保険事業費	169,663,930	168,607,760	1,056,170
合 計	169,663,930	168,607,760	1,056,170

7 令和6年度栃木県県営林事業特別会計予算

本予算は、県営林の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は3億4,802万円となり、前年度当初予算と比較して6.1%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 使用料及び手数料	11,627	11,627	
2 国庫支出金	19,991	24,971	△ 4,980
3 財産収入	72,550	94,354	△ 21,804
4 繰入金	194,392	214,066	△ 19,674
5 繰越金	47,466	23,448	24,018
6 諸収入	1,994	1,994	
合 計	348,020	370,460	△ 22,440

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 県営林事業費	177,669	184,846	△ 7,177
2 公債費	170,051	185,314	△ 15,263
3 予備費	300	300	
合 計	378,020	370,460	△ 22,440

## 8 令和6年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

本予算は、林業・木材産業改善資金等の貸付けに要する経費を計上したものであり、予算の総額は1億6,287万円となり、前年度当初予算と比較して119.2%増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 貸付勘定	160,820	72,820	88,000
2 業務勘定	2,050	1,490	560
合 計	162,870	74,310	88,560

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 貸付勘定	160,820	72,820	88,000
2 業務勘定	2,050	1,490	560
合 計	162,870	74,310	88,560

## 9 令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

本予算は、中小企業高度化等資金貸付金等の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は3,714万円となり、前年度当初予算と比較して93.0%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 分担金及び負担金	6	6	
2 繰越金	24,899	517,022	△ 492,123
3 諸収入	12,235	12,202	33
合計	37,140	529,230	△ 492,090

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 中小企業高度化等 資金貸付事業費	19,060	17,784	1,276
2 公債費	18,080	511,446	△ 493,366
合計	37,140	529,230	△ 492,090

10 令和6年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

本予算は、就農支援資金の償還等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は6,166万円となり、前年度当初予算と比較して1.2%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 農業改良資金貸付勘定	167	537	△ 370
2 農業改良資金業務勘定	963	1,043	△ 80
3 就農支援資金貸付勘定	59,937	59,949	△ 12
4 就農支援資金業務勘定	593	871	△ 278
合計	61,660	62,400	△ 740

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和6年度当初予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 農業改良資金貸付勘定	167	537	△ 370
2 農業改良資金業務勘定	963	1,043	△ 80
3 就農支援資金貸付勘定	59,937	59,949	△ 12
4 就農支援資金業務勘定	593	871	△ 278
合計	61,660	62,400	△ 740

11 令和6年度栃木県流域下水道事業会計予算

本予算は、流域下水道及び下水道資源化工場の維持管理並びに建設等に要するものであり、その内容は次のとおりである。



(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	9,789,000	9,779,000	10,000	9,445,000	9,796,000	△ 351,000
資本的収支	3,175,000	2,987,000	188,000	4,089,000	3,904,000	185,000
計	12,964,000	12,766,000	198,000	13,534,000	13,700,000	△ 166,000

## 12 令和6年度栃木県電気事業会計予算

本予算は、川治第一発電所ほか11発電所における電気事業に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	3,797,000	2,395,000	1,402,000	3,257,000	2,621,000	636,000
資本的収支	166,000	710,000	△ 544,000	1,527,000	2,736,000	△ 1,209,000
計	3,963,000	3,105,000	858,000	4,784,000	5,357,000	△ 573,000

## 13 令和6年度栃木県水道事業会計予算

本予算は、県営水道用水供給事業（北那須・鬼怒）に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	2,044,000	2,041,000	3,000	1,956,000	1,934,000	22,000
資本的収支	46,000	9,000	37,000	857,000	600,000	257,000
計	2,090,000	2,050,000	40,000	2,813,000	2,534,000	279,000

## 14 令和6年度栃木県工業用水道事業会計予算

本予算は、鬼怒工業用水道事業に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	906,000	682,000	224,000	1,029,000	645,000	384,000
資本的収支	9,000	1,000	8,000	223,000	186,000	37,000
計	915,000	683,000	232,000	1,252,000	831,000	421,000



15 令和6年度栃木県用地造成事業会計予算

本予算は、工業用地整備事業等に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A)-(B)
収益的収支	28,000	1,971,000	△1,943,000	137,000	1,937,000	△1,800,000
資本的収支	2,513,000	733,000	1,780,000	2,543,000	2,680,000	△137,000
計	2,541,000	2,704,000	△163,000	2,680,000	4,617,000	△1,937,000

16 令和6年度栃木県施設管理事業会計予算

本予算は、栃木県民ゴルフ場及び栃木県本町合同ビルの運営等に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A)-(B)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	比 較 (A)-(B)
収益的収支	461,000	521,000	△60,000	425,000	477,000	△52,000
資本的収支	13,000	34,000	△21,000	65,000	105,000	△40,000
計	474,000	555,000	△81,000	490,000	582,000	△92,000



(財政課)








栃木県告示第184号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公印管理者
栃木県林業大学校 長印		方20	てん書	一般文書用	令和6 (2024)年 4月1日	林業大学校長
栃木県林業大学校 長印		方28	てん書	表彰状等用	令和6 (2024)年 4月1日	林業大学校長

栃木県林業大学校 之印		方25	てん書	一般文書用	令和6 (2024)年 4月1日	林業大学校長
栃木県林業大学校 出納員印		方18	てん書	公所出納員 用	令和6 (2024)年 4月1日	林業大学校長
栃木県農業総合研 究センター之印		方25	てん書	一般文書用	令和6 (2024)年 4月1日	農業総合研究 センター所長
栃木県農業総合研 究センター所長印		方20	てん書	一般文書用	令和6 (2024)年 4月1日	農業総合研究 センター所長
栃木県農業総合研 究センター出納員 印		方18	てん書	公所出納員 用	令和6 (2024)年 4月1日	農業総合研究 センター所長
栃木県農業総合研 究センターいちご 研究所之印		方25	てん書	一般文書用	令和6 (2024)年 4月1日	農業総合研究 センターいち ご研究所長
栃木県農業総合研 究センターいちご 研究所長印		方20	てん書	一般文書用	令和6 (2024)年 4月1日	農業総合研究 センターいち ご研究所長

(文書学事課)

栃木県告示第185号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域  
小山市大字犬塚字溜ノ台131番2の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

栃木県告示第186号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域  
小山市大字犬塚字溜ノ台131番2の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第187号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

登 録 年 月 日	登録 番号	氏 名 〔法人にあっては、 その名称及び 代表者の氏名〕	住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	営 業 所 又 は 工 場		業 務 の 様 態		
				名 称	所 在 地	素 材	製 材	特 殊 用 材
令 和 5 (2023) 年 5月25日	4122	大島林業 株式会社 代表取締役 大島 真 行	矢板市塩田1328- 7	大島林業 株 式会社	左記の住所 に同じ	○		
令 和 5 (2023) 年 7月1日	1199	有限会社 上澤建材 代表取締役 上澤 敏 雄	宇都宮市西川田本 町3-16-11	有限会社 上 澤建材	左記の住所 に同じ		○	○
令 和 5 (2023) 年 7月1日	1214	株式会社 鈴木屋木材 代表取締役 鯨 弘美	上三川町上三川 4992	株式会社 鈴 木屋木材	左記の住所 に同じ		○	○
令 和 5 (2023) 年 7月1日	1215	株式会社 大樹 代表取締役 長山 大	上三川町上郷1831	株式会社 大 樹	左記の住所 に同じ	○	○	○
令 和 5 (2023) 年 7月1日	1221	有限会社 角田木材 代表取締役 角田 常 雄	真岡市久下田西 1-62	有限会社 角 田木材	左記の住所 に同じ		○	○
令 和 5 (2023) 年 7月1日	1261	協同組合 いわき材加 工センター 代表理事 鈴木 裕一	福島県いわき市勿 来町窪田道作33	協同組合 い わき材加工セ ンター	左記の住所 に同じ	○	○	○

令和5 (2023)年 7月1日	1263	ファーストウッド 株式会社 代表取締役社長 富島寛	福井県福井市川尻町40-126-1	ファーストウッド 株式会社	真岡市松山町26-1		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	1265	株式会社 かなや木材 代表取締役 矢澤 初生	茨城県古河市柳橋512-1	株式会社 かなや木材	左記の住所に同じ	○	○	○
令和5 (2023)年 7月1日	1266	有限会社 森嶋林業 代表取締役 森嶋 博光	茨城県常陸大宮市上小瀬2653	有限会社 森嶋林業	左記の住所に同じ	○	○	○
令和5 (2023)年 7月1日	1268	晃陽緑化 株式会社 代表取締役 小池 正俊	宇都宮市徳次郎町3018	晃陽緑化 株式会社	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	1269	株式会社 入江林産 代表取締役 入江 利岐	宇都宮市徳次郎町1793	株式会社 入江林産	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	1270	株式会社 磯造園土木 代表取締役 磯 一弘	真岡市中2014-1	株式会社 磯造園土木	左記の住所に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	1273	有限会社 東日本ガス 取締役 棚橋 照峰	宇都宮市板戸町3123-1	有限会社 東日本ガス	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	1274	株式会社 堀切木材 代表取締役 菊地 雄一	宇都宮市下川俣町46	株式会社 堀切木材	左記の住所に同じ		○	
令和5 (2023)年 7月1日	1278	株式会社 金平ウッドテック 代表取締役 金子 利雄	宇都宮市福岡町1293-6	株式会社 金平ウッドテック	左記の住所に同じ		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	1279	有限会社 ナチュラルエナジー 代表取締役 磯 一弘	真岡市中2014-1	有限会社 ナチュラルエナジー	左記の住所に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	1281	丸宇木材市売 株式会社 代表取締役社長 青木豊実	東京都江東区亀戸6-57-19	丸宇木材市売株式会社 下館市場	茨城県下妻市半谷1100-3		○	
令和5 (2023)年 7月1日	1284	株式会社 フルライフ 代表取締役 小堀 晃一	宇都宮市江野町3-5	株式会社 フルライフ	左記の住所に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	1285	株式会社 ユーアイ開発 代表取締役 小堀 弥生	宇都宮市東宿郷5-3-9-101	株式会社 ユーアイ開発	左記の住所に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	2125	株式会社 カミヤマ 代表取締役 神山 和夫	鹿沼市茂呂2518-2	株式会社 カミヤマ	左記の住所に同じ			○

令和5 (2023)年 7月1日	2128	株式会社 トチシュー 代表取締役 樽見 正 衛	鹿沼市磯町東川原 123	株式会社 ト チシュー	左記の住所 に同じ			○
令和5 (2023)年 7月1日	2146	有限会社 栗野製材所 取締役 小曾戸 廣	鹿沼市口栗野933	有限会社 栗 野製材所	左記の住所 に同じ	○	○	○
令和5 (2023)年 7月1日	2147	星野工業 株式会社 代表取締役 星野 詠 一	鹿沼市玉田町692- 8	星野工業 株 式会社	左記の住所 に同じ	○	○	○
令和5 (2023)年 7月1日	2151	株式会社 山都 代表取締役 山登 康 宏	鹿沼市下久我1163	株式会社 山 都	左記の住所 に同じ		○	
令和5 (2023)年 7月1日	2154	ゼネラルリブテック 株式会社 代表取締役 磯 国男	鹿沼市茂呂2626- 1	ゼネラルリブ テック 株式 会社	左記の住所 に同じ		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	2158	テクノウッドワークス 株式会社 代表取締役 早川 孝 男	鹿沼市さつき町 16-1	テクノウッド ワークス 株 式会社	左記の住所 に同じ			○
令和5 (2023)年 7月1日	2165	有限会社 鈴木工務店 代表取締役 鈴木 康 夫	鹿沼市茂呂808-20	有限会社 鈴 木工務店	左記の住所 に同じ		○	
令和5 (2023)年 7月1日	2167	株式会社 栃毛木材 代表取締役 関口 弘 関口 啓	鹿沼市下永野777	株式会社 栃 毛木材	左記の住所 に同じ			○
令和5 (2023)年 7月1日	2168	株式会社 晃家 代表取締役 渡辺 智 昭	鹿沼市板荷1358	株式会社 晃 家	左記の住所 に同じ	○	○	
令和5 (2023)年 7月1日	2169	有限会社 ワタナベリ ペアサービス 代表取締役 渡辺 司	鹿沼市板荷1467- 5	有限会社 ワ タナベリペ アサービス	左記の住所 に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	3101	有限会社 阿久津林友 代表取締役 阿久津 公	日光市柄倉134-3	有限会社 阿 久津林友	左記の住所 に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	3103	有限会社 生井材木店 代表取締役 生井 一 郎	日光市小倉818	有限会社 生 井材木店	左記の住所 に同じ	○	○	
令和5 (2023)年 7月1日	3115	栃木県素材生産業協同 組合 代表理事 益子 和重	日光市塩野室町 2555-2	栃木県素材生 産業協同組合	左記の住所 に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	3116	大間々林業協同組合 代表理事 菅沼 清	群馬県みどり市大 間々町桐原799-3	大間々林業協 同組合	左記の住所 に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	3125	株式会社 中川林業 代表取締役 中川 チ カ子	日光市湯西川978- 3	株式会社 中 川林業	左記の住所 に同じ	○		



令和5 (2023)年 7月1日	3126	有限会社 赤羽林材興業 取締役 赤羽 広志	日光市西川206-12	有限会社 赤羽林材興業	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	3129	マルハチ林業株式会社 代表取締役 山下 信弘	日光市千本木379-2	マルハチ林業株式会社	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	3130	江連 素子	日光市針貝563-3	一二〇林興	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	3131	有限会社 三徳林業機械店 代表取締役 徳原 満	相光市倉ヶ崎117-11	有限会社 三徳林業機械店	日光市倉ヶ崎117-11	○		
令和5 (2023)年 7月1日	3134	有限会社 仁平産業 代表取締役 仁平 清人	日光市足尾町赤沢11-13	有限会社 仁平産業	左記の住所に同じ		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	4098	有限会社 東林 代表取締役 東泉 喜之	矢板市山田609	有限会社 東林	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	4102	和氣 光伸	矢板市塩田229	和氣 光伸	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	4116	株式会社 ヨシザワ 代表取締役 吉澤 真理子	さくら市鹿子畑1131-6	株式会社 ヨシザワ	さくら市鷺宿4534-2	○		
令和5 (2023)年 7月1日	4119	大嶋 悦夫	矢板市中150-356	栃木アシスト林業	左記の住所に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	5115	大田原市森林組合 代表理事組合長 植竹 雅弘	大田原市黒羽田町222	大田原市森林組合	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5118	有限会社 フタバ運輸 代表取締役 松本 正男	大田原市前田772-6	有限会社 フタバ運輸	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5119	星 哲男	大田原市黒羽向町521-2	星木材	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5122	株式会社 丸公 代表取締役 長谷川 大樹	大田原市須賀川937	株式会社 丸公	左記の住所に同じ			○
令和5 (2023)年 7月1日	5123	那須町森林組合 代表理事組合長 三森 康雄	那須町東岩崎山根289	那須町森林組合	左記の住所に同じ	○	○	
令和5 (2023)年 7月1日	5133	協和木材株式会社 代表取締役 佐川 広興	福島県東白川郡塙町西河内鶴巻田10	協和木材株式会社	左記の住所に同じ	○	○	○

令和5 (2023)年 7月1日	5134	益子 勤	大田原市前田789-10	益子木材	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5146	株式会社 塩那森林サービス 代表取締役社長 谷黒公重	那須塩原市塩原1100	株式会社 塩那森林サービス	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5147	丸晴林業 株式会社 代表取締役 鈴木 善光	那須塩原市三区町638-58	丸晴林業 株式会社	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5164	有限会社 高久林業 代表取締役 高久 館雄	那須町寺子乙1268-1	有限会社 高久林業	左記の住所に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	5167	有限会社 野崎木材センター 代表取締役 森島 洋人	大田原市薄葉2229-7	有限会社 野崎木材センター	左記の住所に同じ		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	5176	有限会社 フジタ林業 代表取締役 藤田 秀幸	大田原市湯津上3454-23	有限会社 フジタ林業	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5177	FAJ 株式会社 代表取締役 金澤 勝城	那須塩原市鍋掛鍋掛原1097-61	FAJ 株式会社	左記の住所に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	5181	株式会社 サンテクノ 代表取締役 山本 大輔	大田原市南金丸1903	株式会社 サンテクノ	大田原市鹿畑1090-3	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5182	株式会社 山城林業 代表取締役 山城 雅美	大田原市薄葉2702-16	株式会社 山城林業	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	5186	株式会社 E・ウッド 代表取締役 菟川 英二	福島県白河市表郷番沢大窪28-26	株式会社 E・ウッド	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	6243	株式会社 東京木材相互市場 代表取締役社長 西村信洋	東京都練馬区北町6-32-36	相互小山住宅資材部	小山市粟宮1-9-35		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	6252	葛生町小径木加工協同組合 代表理事 東泉 清壽	佐野市豊代町718	葛生町小径木加工協同組合	左記の住所に同じ	○	○	○
令和5 (2023)年 7月1日	6253	有限会社 谷商店 代表取締役 谷 芳男	佐野市中町71	有限会社 谷商店	左記の住所に同じ		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	6254	エヌケーケー 株式会社 代表取締役 廣澤 英次	佐野市牧町315	エヌケーケー株式会社	左記の住所に同じ		○	○



令和5 (2023)年 7月1日	6255	みかも森林組合 代表理事組合長 吉澤 浅一	佐野市戸室町685- 1	みかも森林組 合	左記の住所 に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	6279	ヤマサン木材 有限会 社 代表取締役 山口 真 右	栃木市城内町2- 53-35	ヤマサン木材 有限会社	左記の住所 に同じ	○	○	○
令和5 (2023)年 7月1日	6287	県南林業 株式会社 代表取締役 松島 美 卓	佐野市赤見町 2688-2	県南林業 株 式会社	佐野市赤見 町2888-2	○		
令和5 (2023)年 7月1日	6288	植木住宅資材 株式会 社 代表取締役 植木 正 明	群馬県邑楽郡大 泉町北小泉1-36- 24	植木住宅資材 株式会社	左記の住所 に同じ		○	
令和5 (2023)年 7月1日	6302	福井 金春	下野市石橋690-7	福井林業	左記の住所 に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	6303	株式会社 ビーライク 代表取締役 寺内 博 史	下野市柴194-4	株式会社 ビーライク	左記の住所 に同じ		○	○
令和5 (2023)年 7月1日	6307	株式会社 緑地管理 代表取締役 岡村 健	栃木市梓町244-5	株式会社 緑 地管理	左記の住所 に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	6310	有限会社 小平建設 取締役 小平 典郎	佐野市天神町747- 5	有限会社 小 平建設	左記の住所 に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	6311	青柳造園 株式会社 代表取締役 青柳 敬 之	下野市石橋247-5	青柳造園 株 式会社	下野市上古 山1371-1	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	6316	ナニックジャパン 株 式会社 代表取締役 甘露寺 信房	東京都渋谷区初台 2-31-4	ナニックジャ パン 株式会 社 那須工場	那須塩原市 関谷 2000- 4			○
令和5 (2023)年 7月1日	6319	株式会社 祥和コーポ レーション 代表取締役 田村 孝 男	佐野市栄町13-2	株式会社 祥 和コーポレ ーション	左記の住所 に同じ	○		○
令和5 (2023)年 7月1日	6320	ヤマニ屋林業 株式会 社 代表取締役 相良 利 夫	佐野市閑馬町510	ヤマニ屋林業 株式会社	左記の住所 に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	6321	大木商店 株式会社 代表取締役 大木 勇 助	壬生町中泉127-4	大木商店 株 式会社	左記の住所 に同じ			○

令和5 (2023)年 7月1日	6332	星友林業 株式会社 代表取締役 星野 聡	佐野市吉水町672-1	星友林業 株式会社	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	7056	那須南森林組合 代表理事組合長 藤田悦男	那珂川町馬頭2106-1	那須南森林組合	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	7059	馬頭ログハウス協同組合 代表理事 菊池 裕一	那珂川町大内3339	馬頭ログハウス協同組合	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 7月1日	7069	株式会社 けんちくや 前長 代表取締役 前澤 昌弘	那須烏山市野上389-9	株式会社 けんちくや前長	左記の住所に同じ		○	
令和5 (2023)年 7月1日	7072	株式会社 野上製材所 代表取締役 野上 通宏	茨城県常陸大宮市山方1315	株式会社 野上製材所	左記の住所に同じ		○	
令和5 (2023)年 8月1日	5189	江間忠ラムテック 株式会社 代表取締役 伊藤 泰彦	那須塩原市下厚崎5-391	江間忠ラムテック 株式会社	左記の住所に同じ			○
令和5 (2023)年 8月24日	1290	株式会社 木憶 代表取締役 大和田 弘	宇都宮市西刑部町2544-106	株式会社 木憶	左記の住所に同じ			○
令和5 (2023)年 8月28日	3133	株式会社 山越林業 代表取締役 山越 清春	日光市土沢1808-5	株式会社 山越林業	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 8月28日	2173	合同会社 YAMAMORI 代表社員 細谷 新太郎	鹿沼市下久我712	合同会社 YAMAMORI	左記の住所に同じ	○		
令和5 (2023)年 11月1日	4123	合同会社 万十 代表社員 西形 卓真	高根沢町上高根沢2333	合同会社 万十	左記の住所に同じ	○		○
令和6 (2024)年 1月29日	1291	株式会社 満勝 代表取締役 満達	宇都宮市西原町195-39サーパス不動前707	株式会社 満勝	宇都宮市東宿郷5-3-6 コーポルバーレII S7	○		
令和6 (2024)年 2月6日	1292	株式会社 銚田製材所 代表取締役 銚田 宏樹	茨城県笠間市稲田678-2	株式会社 銚田製材所	左記の住所に同じ	○	○	○

栃木県告示第188号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第9条第1項の規定により、次の者の登録をまっ消したので、同条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	登録番号	住所(所在地)	氏名	名称	まっ消の理由
令和5(2023)年11月30日	4020	矢板市館ノ川737	高松 彌	高松材木店	廃業のため

## 栃木県告示第189号

栃木県木材業者登録条例(昭和32年栃木県条例第39号)第9条第1項の規定により、次のとおり登録簿の記載を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

届出年月日	登録番号	名称又は氏名	変更前の事項	変更後の事項	変更の理由
令和5(2023)年4月3日	2128	株式会社 トチシュー	栃木県集成材協業組合	株式会社 トチシュー	組織変更
令和5(2023)年4月18日	7004	八溝林業協同組合	代表理事 深沢 貞夫	代表理事 深沢 慎一	代表者の変更
令和5(2023)年5月15日	4115	株式会社 山光	矢板市扇町2-1610	矢板市扇町1丁目1202-4	住所変更
令和5(2023)年5月23日	5173	株式会社 環境整美	株式会社 環境整美 代表取締役 白井隆子	株式会社 環境整美 代表取締役 白井朝彦	代表者の変更
令和5(2023)年9月13日	2019	大貫 光	有限会社 かねか大貫材木店 代表取締役 大貫光	大貫 光	組織変更
令和5(2023)年10月3日	7011	川崎工業 株式会社	那珂川町馬頭422	那珂川町久那瀬735	住所変更
令和5(2023)年10月12日	1287	Forestry Japan 株式会社	櫻井 昌三	Forestry Japan 株式会社 代表取締役 櫻井昌三	法人化

(林業木材産業課)

## 栃木県告示第190号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定に基づき公告する。

なお、関係図面は、栃木県農政部農政課において一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

小山市の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。

大字鉢形のうち、字沼下の地番339-6、339-8の区域

字小金井道西の地番343-1、343-2、344-1、344-2、345-1から345-8まで、346、347-1から347-8まで、348-1から348-4まで、348-7、348-8、389-1から389-4までの区域

字上野原の地番1000-3、1010、1011-1、1011-2、1012-1、1012-2、1013-1、1013-2、1014-1、1014-2、1015-1、1015-2、1016-1から1016-6まで、1019、1020-2、1021から1023まで、1024-1から1024-4まで、1025-1から1025-4まで、1026、1027-1、1027-3、1027-4、1028、1029-1から1029-3まで、1030から1032まで、1033-1、1033-3、1033-5、1034から1036まで、1037-1、1037-2、1037-7、1038、1039、1040-4、1041-6、1250-1から1250-10までの区域

大字鉢形の区域で別図に斜線で表示した部分に該当する道路及び水路の土地の区域

II

壬生町の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。

大字中泉のうち、字西原の地番458-2から458-4まで、458-9、458-10、459-1から459-6まで、462-1から462-6まで、1268-5、2076、2078、2079の区域

字栃木道の地番1182から1200まで、1201-1、1201-2、1202、1203-1から1203-3まで、1204、1205、1209、1210-1、1210-2、1211、1212、1213-1から1213-4まで、1227-1から1227-3まで、1228-1、1228-2、1229、1231-1、1232、1233-1、1233-2、1233-4、1233-5、1240から1243まで、1245、1246、1253-2、1254-2、1255-4、1255-6、1255-8、1256-4、1257-1、1258から1260まで、1261-1、2066、2086の区域

(農政課)

栃木県告示第191号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
芳賀町	芳賀町大字西水沼の一部	芳賀町大字西水沼の一部 (西水沼1地区)	令和6(2024)年 3月15日

(農村振興課)

栃木県告示第192号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和6(2024)年度分の補助金等から適用する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後							改正前						
主管部	主管課	補助金等の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方	主管部	主管課	補助金等の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
略							略						

農政 部	略						農政 部	略					
	農地 整備 課	経営体 育成促 進換地 等調整 事業補 助金	農業生 産基盤 の整備 を 図 り、 もって 農業の 競争力 の強化 に資す る。	市町村、土 地改良区、 栃木県土地 改良事業団 体連合会、 農業協同組 合又は知事 が適当と認 めるもの (以下この 項において 「市町村 等」とい う。)が農 業競争力強 化基盤整備 事業実施要 綱(平成25 年2月26日 付け24農振 第2091号農 林水産事務 次官依命通 知)及び農 業競争力強 化基盤整備 事業実施要 領(平成25 年2月26日 付け24農振 第2092号、 24生畜第 2231号農林 水産省農村 振興局長、 農林水産省 生産局長通 知)に基づ き行う農地 整備事業に 係る実施計 画等の策定 のうち経営 体育成促進 換地等調整 に要する経 費	当該 事業 に要 する 経費 の 100 分の 70 (振 興山 村、 過疎 地 域、 特定 農山 村地 域又 は急 傾斜 地帯 にお いて 行う もの にあ って は、 100 分の 75) 以内 。た だ し、 マー ト農 業導 入推 進計 画を 作成 した 地区 にお いて	市町村 等		経営体 育成促 進換地 等調整 事業補 助金	農業生 産基盤 の整備 を 図 り、 もって 農業の 競争力 の強化 に資す る。	市町村、土 地改良区、 栃木県土地 改良事業団 体連合会、 農業協同組 合又は知事 が適当と認 めるもの (以下この 項において 「市町村 等」とい う。)が農 業競争力強 化基盤整備 事業実施要 綱(平成25 年2月26日 付け24農振 第2091号農 林水産事務 次官依命通 知)及び農 業競争力強 化基盤整備 事業実施要 領(平成25 年2月26日 付け24農振 第2092号、 24生畜第 2231号農林 水産省農村 振興局長、 農林水産省 生産局長通 知)に基づ き行う農地 整備事業に 係る実施計 画等の策定 のうち経営 体育成促進 換地等調整 に要する経 費	当該 事業 に要 する 経費 の 100 分の 70 (振 興山 村、 過疎 地 域、 特定 農山 村地 域又 は急 傾斜 地帯 にお いて 行う もの にあ って は、 100 分の 75) 以内	市町村 等	

		行うものにあっては、 <u>100分の100以内</u>			
農地防災事業等補助金	農業生産基盤の整備を図り、もって農業の振興に資する。	1 略 2 ため池等整備事業  市町村等が行う次に掲げる事業に要する経費  (1) 老朽ため池等整備事業に要する経費	略	略	市町村等
			当該事業に要する経費の <u>100分の50以内</u>		
農地防災事業等補助金	農業生産基盤の整備を図り、もって農業の振興に資する。	1 略 2 ため池等整備事業  市町村等が行う次に掲げる事業に要する経費  (1) 老朽ため池等整備事業に要する経費  (2) 農業用河川工作物応急対策事業に要する経費	略	略	市町村等
			当該事業に要する経費の <u>100分の50以内</u>		
					当該事業に要する経費の <u>100分の82</u> (総事業費が <u>5,000万円</u> を超えるものに

									あ っ て は、 100 分 の 92) 以 内
		(2) 農業 用道路 横断工 作物緊 急耐震 対策事 業(総 事業費 が800 万円以 上5,000 万円未 満のも のに限 る。) に要す る経費	当該 事業 に要 する 経費 の 100 分の 82以 内						(3) 農業 用道路 横断工 作物緊 急耐震 対策事 業(総 事業費 が800 万円以 上5,000 万円未 満のも のに限 る。) に要す る経費
		3～11	略	略					3～11 略
		12	農業用 河川工作 物等応急 対策事業	市町村 等					
		(1) 農業 用河川 工作物 等応急 対策事 業の整 備に要 する経 費	当該 事業 に要 する 経費 の 100 分の 82 (総 事業 費が 5,000 万円 を超 える もの にあ っ						



				は、 100 分の 92)										
			(2) 農業 用河川 工作物 等応急 対策事 業の実 施計画 策定に 要する 経費	当該 事業 に要 する 経費 の 100 分の 100 以内										
			13 ため池 監視シス テム導入 推進事業	当該 事業 に要 する 経費 の 100 分の 75以 内										
			市町村 等が行う ため池監 視システ ム導入推 進事業に 要する経 費											
		略												
	略													
略														

栃木県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
益子町土地改良区	令和6（2024）年3月18日
小倉堰土地改良区	令和6（2024）年3月18日

（農地整備課）

栃木県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年3月29日から同年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市小代1643から 日光市小代1628まで	10.0～18.7	178.1	
	後	日光市小代1643から 日光市小代1628まで	18.2～197.4	316.6	

## II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 赤見本町線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
237	前	佐野市天神町字百石町729-3から 佐野市天神町字百石町720-10まで	9.0～18.0	198.5	
	後	佐野市天神町字百石町729-3から 佐野市天神町字百石町720-10まで	18.0～25.8	198.5	

## III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 桐生岩舟線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
294	前	佐野市大町字大町2953から 佐野市本町字本町2892-1まで	11.5～11.5	267.5	
	後	佐野市大町字大町2953から 佐野市本町字本町2892-1まで	18.0～18.0	267.5	

## IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 真岡上三川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
318	前	河内郡上三川町大字上三川字愛宕 4744-4から 河内郡上三川町大字上三川字上野田 4413-8まで	22.2～22.2	46.0	
		河内郡上三川町大字上三川字愛宕			

	後	4744-4 から 河内郡上三川町大字上三川字上野田 4413-8 まで	22.2 ~ 22.2	46.0	
--	---	--	-------------	------	--

**栃木県告示第195号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年3月29日から同年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道122号	日光市足尾町字平石4015-1から 日光市足尾町字平石4012-1まで	令和6（2024）年 3月29日
253	一般県道 借宿西新井線	足利市西新井町3191-2から 足利市西新井町3201-1まで	令和6（2024）年 3月29日
318	主要地方道 真岡上三川線	河内郡上三川町大字上三川字愛宕4744-4から 河内郡上三川町大字上三川字上野田4413-8まで	令和6（2024）年 3月29日

（道路保全課）

**栃木県告示第196号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和33年建設省告示第907号宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称  
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和33（1958）年3月31日～令和9（2027）年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**栃木県告示第197号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和57年栃木県告示第1014号宇都宮都市計画下水道事業上三川町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称  
上三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画下水道事業上三川町公共下水道

3 事業施行期間

昭和57(1982)年11月5日～令和9(2027)年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

栃木県告示第198号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により昭和49年栃木県告示第134号宇都宮都市計画下水道事業壬生町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

壬生町

2 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画下水道事業壬生町公共下水道

3 事業施行期間

昭和49(1974)年2月26日～令和9(2027)年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年栃木県告示第134号、昭和52年栃木県告示第95号、昭和52年栃木県告示第721号、昭和54年栃木県告示第777号、昭和56年栃木県告示第725号、昭和61年栃木県告示第695号、昭和63年栃木県告示第295号、平成元年栃木県告示第481号、平成3年栃木県告示第281号、平成4年栃木県告示第771号、平成8年栃木県告示第219号、平成12年栃木県告示第212号、平成14年栃木県告示第149号、平成16年栃木県告示第278号、平成19年栃木県告示第252号、平成23年栃木県告示第136号、平成28年栃木県告示第130号、平成29年栃木県告示第113号、平成30年栃木県告示第270号の事業地から壬生町おもちゃのまち五丁目の一部を除きすべて削る。

(2) 使用の部分

昭和49年栃木県告示第134号、昭和52年栃木県告示第95号、昭和52年栃木県告示第721号、昭和54年栃木県告示第777号、昭和56年栃木県告示第725号、昭和61年栃木県告示第695号、昭和63年栃木県告示第295号、平成元年栃木県告示第481号、平成3年栃木県告示第281号、平成4年栃木県告示第771号、平成8年栃木県告示第219号、平成12年栃木県告示第212号、平成14年栃木県告示第149号、平成16年栃木県告示第278号、平成19年栃木県告示第252号、平成23年栃木県告示第136号、平成28年栃木県告示第130号、平成29年栃木県告示第113号、平成30年栃木県告示第270号の収用の部分とした事業地から壬生町おもちゃのまち五丁目の一部を除きすべてを使用の部分とする。

栃木県告示第199号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和50年栃木県告示第86号小山栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

栃木市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画下水道事業栃木公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和50(1975)年1月31日～令和9(2027)年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和50年栃木県告示第86号、昭和54年栃木県告示第522号、昭和60年栃木県告示第219号、昭和61年栃木県告示第694号、昭和63年栃木県告示第612号、平成3年栃木県告示第280号、平成4年栃木県告示第294号、平成8年栃木県告示第137号、平成13年栃木県告示第13号、平成16年栃木県告示第397号、平成18年栃木県告示第294号、平成24年栃木県告示第154号、平成29年栃木県告示第114号の事業地からすべて削る。

## (2) 使用の部分

昭和50年栃木県告示第86号、昭和54年栃木県告示第522号、昭和60年栃木県告示第219号、昭和61年栃木県告示第694号、昭和63年栃木県告示第612号、平成3年栃木県告示第280号、平成4年栃木県告示第294号、平成8年栃木県告示第137号、平成13年栃木県告示第13号、平成16年栃木県告示第397号、平成18年栃木県告示第294号、平成24年栃木県告示第154号、平成29年栃木県告示第114号の収用の部分とした事業地からすべてを使用の部分とし、新井町字岩井道、字鹿島森、字藤宮、字鹿嶋前、字松下の各一部並びに泉川町字山ノ根、字霜田、字樋越、字壺丁田、字樋越、字九反田、字風野前の各一部並びに藪部町4丁目字坂ノ下、字岩崎、字愛宕下の各一部並びに平井町字石橋、字竜神浦、字馬場の各一部を削る。

## 栃木県告示第200号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成元年栃木県告示第891号小山栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 施行者の名称

栃木市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画下水道事業大平町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成元(1989)年11月24日～令和9(2027)年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

## 栃木県告示第201号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和54年栃木県告示第853号小山栃木都市計画下水道事業都賀町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 施行者の名称

栃木市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画下水道事業都賀町公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和54(1979)年9月14日～令和9(2027)年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和54年栃木県告示第853号、昭和60年栃木県告示第1026号、昭和61年栃木県告示第604号、平成元年栃木県告示第947号、平成7年栃木県告示第136号、平成8年栃木県告示第138号、平成13年栃木県告示第285号、平成18年栃木県告示第786号、平成24年栃木県告示第157号、平成29年栃木県告示第114号の事業地からすべて削る。

## (2) 使用の部分

昭和54年栃木県告示第853号、昭和60年栃木県告示第1026号、昭和61年栃木県告示第604号、平成元年栃木県告示第947号、平成7年栃木県告示第136号、平成8年栃木県告示第138号、平成13年栃木県告示第285号、平成18年栃木県告示第786号、平成24年栃木県告示第157号、平成29年栃木県告示第114号の収用の部分とした事業地からすべてを使用の部分とし、都賀町平川字関取塚(一)、字関取塚(二)、字関取塚(三)を加える。

---

**栃木県告示第202号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和55年栃木県告示第613号西方都市計画下水道事業西方公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 施行者の名称

栃木市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

西方都市計画下水道事業西方公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和55(1980)年6月13日～令和9(2027)年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和55年栃木県告示第613号、昭和60年栃木県告示第1027号、昭和61年栃木県告示第693号、平成3年栃木県告示第282号、平成8年栃木県告示第142号、平成13年栃木県告示第236号、平成24年栃木県告示第155号の事業地からすべて削る。

## (2) 使用の部分

昭和55年栃木県告示第613号、昭和60年栃木県告示第1027号、昭和61年栃木県告示第693号、平成3年栃木県告示第282号、平成8年栃木県告示第142号、平成13年栃木県告示第236号、平成24年栃木県告示第155号の収用の部分とした事業地からすべてを使用の部分とする。

---

**栃木県告示第203号**

栃木県総合運動公園の区域を変更するので、栃木県都市公園条例(昭和49年栃木県条例第6号)第14条の4の規定により公告する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 位置

宇都宮市西川田一丁目、西川田二丁目、西川田四丁目、西川田五丁目、緑五丁目及び今宮四丁目の一部

## 2 変更に係る区域

別紙図面のとおり

(「別紙図面」は省略し、その図面を栃木県県土整備部都市整備課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

## 3 変更する期日

令和6(2024)年4月1日

(都市整備課)

## 栃木県告示第204号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 施行者の名称

足利市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画道路事業3・4・106号川崎渡良瀬橋線

足利佐野都市計画道路事業3・5・115号東武駅前線

## 3 事業施行期間

令和6(2024)年3月29日～令和10(2028)年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

栃木県足利市通二丁目及び南町地内

## (2) 使用の部分

栃木県足利市通二丁目及び南町地内

## 栃木県告示第205号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 施行者の名称

佐野市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画道路事業3・4・201号高砂植下線

## 3 事業施行期間

令和6(2024)年3月29日～令和11(2029)年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

栃木県佐野市金屋仲町字金屋町及び金吹町字金吹町地内

## (2) 使用の部分

なし

## 栃木県告示第206号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、令和2年3月10日栃木県告示第130号宇都宮都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 施行者の名称

宇都宮市



- 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業3・4・112号鶴田宝木線
- 事業施行期間  
平成8(1996)年2月13日～令和13(2031)年3月31日
- 事業地
  - 収用の部分  
変更なし
  - 使用の部分  
なし

#### 栃木県告示第207号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。  
令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 都市計画の種類及び名称  
宇都宮都市計画区域区分
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
壬生町大字中泉字西原、字栃木道及び字山ノ上の各一部
- 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課

#### II

- 都市計画の種類及び名称  
小山栃木都市計画区域区分
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
小山市大字鉢形の一部
- 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課

(都市計画課)

#### 栃木県告示第208号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。  
令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県さくら市草川字草川壱丁目10-3の一部	延長 67.53m 幅員 6.00～	令 和 6 (2024) 年	大 田 原 土 木 事 務 所

		6.02m	1月23日	
--	--	-------	-------	--

## 栃木県告示第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和53（1978）年2月10日第5085号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	廃止年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山 3376-937、3376-1625、3376-1626、 3376-1627、3376-1628、3376-1629、 3376-1760	延長 50.35m 幅員 6.00m	令和6 (2024)年 2月9日	大田原 土木事務所

(建築課)

## 公 告

## ○当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## I

- 名称  
第430回地域医療等振興自治宝くじ
- 発売総額及び通数  
12億円、1,200万通
- 証券金額  
1枚 100円
- 発売期間  
令和6（2024）年7月8日から同年8月6日まで
- 当せん金品の総額  
発売総額に対して 499,900,000円
- 委託対象事務の範囲  
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料  
発売総額に対して 76,879,990円
- その他発売経費  
発売総額に対して 131,520,000円
- 受託申請期限  
令和6（2024）年4月19日
- その他  
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

## II

- 1 名称  
第431回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数  
30億円、1,500万通
- 3 証票金額  
1枚 200円
- 4 発売期間  
令和6(2024)年8月9日から同年9月3日まで
- 5 当せん金品の総額  
発売総額に対して 1,439,900,000円
- 6 委託対象事務の範囲  
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料  
発売総額に対して 182,179,690円
- 8 その他発売経費  
発売総額に対して 242,700,000円
- 9 受託申請期限  
令和6(2024)年4月19日
- 10 その他  
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅲ

- 1 名称  
第432回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数  
20億円、1,000万通
- 3 証票金額  
1枚 200円
- 4 発売期間  
令和6(2024)年9月4日から同月24日まで
- 5 当せん金品の総額  
発売総額に対して 939,900,000円
- 6 委託対象事務の範囲  
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料  
発売総額に対して 120,200,190円
- 8 その他発売経費  
発売総額に対して 161,800,000円
- 9 受託申請期限  
令和6(2024)年4月19日
- 10 その他  
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅳ

- 1 名称  
第433回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数  
18億円、900万通
- 3 証票金額

- 1枚 200円
- 4 発売期間  
令和6(2024)年10月9日から同年11月5日まで
- 5 当せん金品の総額  
発売総額に対して 855,000,000円
- 6 委託対象事務の範囲  
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料  
発売総額に対して 178,724,700円
- 8 その他発売経費  
発売総額に対して 96,840,000円
- 9 受託申請期限  
令和6(2024)年4月19日
- 10 その他  
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

V

- 1 名称  
第434回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数  
25億円、1,250万通
- 3 証券金額  
1枚 200円
- 4 発売期間  
令和6(2024)年11月6日から同年12月3日まで
- 5 当せん金品の総額  
発売総額に対して 1,187,500,000円
- 6 委託対象事務の範囲  
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料  
発売総額に対して 252,477,500円
- 8 その他発売経費  
発売総額に対して 134,500,000円
- 9 受託申請期限  
令和6(2024)年4月19日
- 10 その他  
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

(財政課)

○栃木県ライフル射撃場の利用料金の承認

栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例(昭和54年栃木県条例第3号)第5条第2項後段の規定により令和6(2024)年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例施行規則(昭和54年栃木県規則第48号)第12条の規定により公告する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県ライフル射撃場の利用料金
  - 1 施設の利用料金
    - (1) 一般利用の場合

施設区分		利用区分	利用料金(1人につき)	
			3時間まで	超過時間 (1時間につき)
射撃施設	第1射場	中学校及び高等学校の生徒	300円 (240円)	100円 (80円)
		大学生	600円 (480円)	200円 (160円)
		その他の者	1,200円 (960円)	400円 (320円)
	第2射場	中学校及び高等学校の生徒	220円 (170円)	70円 (50円)
		大学生	450円 (360円)	150円 (120円)
		その他の者	900円 (720円)	300円 (240円)
	第3射場	ライフル銃のみを使用する者	3,300円	1,100円
		エアールライフルのみを使用する者	2,700円	900円
		その他の者	3,700円	1,230円

## 備考

- 「超過時間」とは、3時間を超えて利用する時間をいう。この場合において、当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
- 括弧書の利用料金の額は、10人以上の団体が利用する場合をいう。

## (2) 専用利用の場合

施設区分		利用者区分	利用料金			
			午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午前9時から 午後5時まで	超過時間 (1時間につき)
射撃施設	第1射場	中学校及び高等学校の生徒	5,300円	8,600円	13,200円	1,760円
		大学生	10,600円	17,200円	26,500円	3,530円
		その他の者	21,200円	34,400円	53,000円	7,060円
	第2射場	中学校及び高等学校の生徒	5,000円	8,120円	12,500円	1,660円
		大学生	10,000円	16,200円	25,000円	3,330円
		その他の者	20,000円	32,500円	50,000円	6,660円
	第3射場	ライフル銃のみを使用する者	22,000円	35,700円	55,000円	7,330円
		エアールライフルのみを使用する者	16,200円	26,300円	40,600円	5,400円

	その他の者	22,000円	35,700円	55,000円	7,330円
--	-------	---------	---------	---------	--------

備考

- 「専用利用」とは、第1射場、第2射場又は第3射場をそれぞれ一括して利用する場合をいう。
- 「超過時間」とは、やむを得ない理由により午前9時前又は午後5時後に専用利用する時間をいう。この場合において、当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

2 附属設備の利用料金

名 称	区 分	利 用 料 金
移動標的	一般利用	1人1日につき 1,100円
	専用利用	半日につき 5,500円
		1日につき 11,000円

備考

- 「専用利用」とは、第3射場を一括して利用する場合をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは、午前9時から正午まで又は正午から午後5時までをいう。

○県が設置する体育施設の利用料金の承認

栃木県体育施設設置及び管理条例（平成5年栃木県条例第4号）第10条第2項後段の規定により令和6（2024）年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）第13条の規定により公告する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県立日光霧降アイスアリーナの利用料金

(1) 競技場

ア 普通利用の場合

区 分	通 常 利 用		割 引 利 用	
	大人 (1人につき)	小人 (1人につき)	大人 (1人につき)	小人 (1人につき)
一般利用券による普通利用の場合	1,200円	590円	1,100円	490円
団体利用券による普通利用の場合	950円	450円		
回数利用券による普通利用の場合	6,000円	3,000円		
期間利用券による普通利用の場合	18,200円	9,000円		
共通利用券による普通利用の場合	1,000円	480円	900円	380円

イ 専用利用の場合

利用区分	利用時間	
	午前5時30分から翌日午前0時30分まで（30分につき）	
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	8,500円
	入場料を徴収する場合	13,800円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	15,000円
	入場料を徴収する場合	22,500円

(2) 会議室



利用区分	利用時間	午前9時から午後9時まで(1時間につき)
会議室		430円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名	単位	利用料金
電光掲示板	入場料を徴収しない場合 1時間につき	1,000円

備考

- 1 「通常利用」とは、普通利用のうち割引利用以外の利用をいう。
- 2 「割引利用」とは、普通利用のうち一般利用券又は共通利用券による利用であって、指定管理者が発行した割引券を提示することにより一般利用券又は共通利用券に係る料金の割引を受けて利用するものをいう。
- 3 「一般利用券」とは、個人が1回の普通利用をすることができる利用券であって、団体利用券、回数利用券、期間利用券及び共通利用券以外のものをいう。
- 4 「団体利用券」とは、20人以上の団体が1回の普通利用をすることができる利用券をいう。
- 5 「回数利用券」とは、個人が6回の普通利用をすることができる利用券をいう。
- 6 「期間利用券」とは、個人が11月1日から翌年3月31日までの期間において随時に普通利用をすることができる利用券をいう。
- 7 「共通利用券」とは、個人(日光市が設置する日光霧降スケートセンターの屋外スピードリンク(以下「屋外スピードリンク」という。)を利用する者に限る。)が1回の普通利用をすることができる利用券であって、屋外スピードリンクと共通して利用できるものをいう。
- 8 「小人」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び満4歳以上の幼児をいう。
- 9 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 10 やむを得ない理由により午前5時30分前又は午前0時30分後に競技場を専用利用する場合の利用料金は、当該午前5時30分前又は午前0時30分後の利用時間30分につき、この表に定める額に入場料を徴収しない場合にあつては1.2を、入場料を徴収する場合にあつては1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 11 高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒以下の者が競技場を専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 12 入場料を徴収して競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

2 栃木県グリーンスタジアムの利用料金

(1) 運動施設

ア メイングラウンド

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合 27,900円	11,100円
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	27,900円	35,100円	42,000円
	入場料を徴収する場合	279,000円	351,000円	420,000円



イ サブグラウンド

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合		5,720円	7,190円	8,640円
	入場料を徴収する場合		14,200円	17,800円	21,400円
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		14,200円	17,800円	21,400円
	入場料を徴収する場合		142,000円	178,000円	214,000円

(2) 会議室

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
大会議室		1,780円	1,780円	1,780円
小会議室		980円	980円	980円
会議室 1		880円	880円	880円
会議室 2		880円	880円	880円
会議室 3		880円	880円	880円
会議室 4		1,720円	1,720円	1,720円
会議室 5		880円	880円	880円
会議室 6		880円	880円	880円
会議室 7		880円	880円	880円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		利用単位	利用料金
大型映像装置		1時間につき	5,540円
可搬型映像装置		1時間につき	640円
照明設備	メイングラウンド	1/4灯	1時間につき 16,700円
		1/3灯	1時間につき 18,000円
		1/2灯	1時間につき 27,900円
		全灯	1時間につき 49,100円
	サブグラウンド	1時間につき	9,320円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメイングラウンド、サブグラウンド又は会議室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じ

て得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

4 高校生等以下の者がメイングラウンド、サブグラウンド、会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 入場料を徴収してメイングラウンド又はサブグラウンドを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属施設及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 栃木県立県南体育館の利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場及び剣道場

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		220円	220円
その他の者（1人1回につき）		430円	430円	430円

(イ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		270円	270円
その他の者（1人1回につき）		530円	530円	530円

イ 専用利用の場合

(ア) メインアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	7,630円	11,300円
入場料を徴収する場合	38,000円		57,200円	76,300円	
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	45,700円	68,600円	91,600円	
	入場料を徴収する場合	228,000円	342,000円	457,000円	

(イ) サブアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,800円	5,720円
入場料を徴収する場合	19,000円		28,400円	38,000円	
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,800円	34,200円	45,700円	
	入場料を徴収する場合	113,000円	170,000円	228,000円	

(ウ) 柔道場

(イ)の表と同じ。

(エ) 剣道場

(イ)の表と同じ。

(2) 研修室

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
全部の利用			4,710円	7,070円	7,070円
一部の利用	2 / 3 の利用		3,130円	4,710円	4,710円
	1 / 3 の利用		1,550円	2,350円	2,350円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名			単 位	利用料金
放送設備			1日1回につき	5,610円
仮設ステージ			1日1回につき	11,100円
フロアシート			1日1回につき	3,360円
可動席			1日1回につき	11,100円
電動吊物			1日1回につき	56,100円
電光掲示板	メインアリーナ		1時間につき	1,030円
	柔道場		1時間につき	510円
	剣道場		1時間につき	510円
	移動式		1時間につき	510円
照明設備	メインアリーナ	2 / 3 灯	1時間につき	2,230円
		全灯	1時間につき	4,480円
	サブアリーナ	2 / 3 灯	1時間につき	1,100円
		全灯	1時間につき	2,230円
冷房設備	メインアリーナ		1時間につき	13,300円
	サブアリーナ		1時間につき	5,610円
	柔道場		1時間につき	5,610円
	剣道場		1時間につき	5,610円
暖房設備	メインアリーナ		1時間につき	8,990円
	サブアリーナ		1時間につき	4,480円
	柔道場		1時間につき	4,480円
	剣道場		1時間につき	4,480円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場若

しくは剣道場（次項及び第5項において「メインアリーナ等」という。）を専用利用する場合又は研修室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

4 高校生等以下の者がメインアリーナ等を専用利用する場合又は研修室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 入場料を徴収してメインアリーナ等を専用利用する者が当該専用利用に際し研修室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

#### 4 栃木県立県北体育館の利用料金

##### (1) 運動施設

##### ア 普通利用の場合

##### (ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下（1人1回につき）		220円	220円	220円
その他の者（1人1回につき）		430円	430円	430円

##### (イ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下（1人1回につき）		270円	270円	270円
その他の者（1人1回につき）		530円	530円	530円

##### イ 専用利用の場合

##### (ア) メインアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	7,630円	11,300円	15,100円
	入場料を徴収する場合	38,000円	57,200円	76,300円
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	45,700円	68,600円	91,600円
	入場料を徴収する場合	228,000円	342,000円	457,000円

##### (イ) サブアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,800円	5,720円	7,630円
	入場料を徴収する場合	19,000円	28,400円	38,000円
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,800円	34,200円	45,700円
	入場料を徴収する場合	113,000円	170,000円	228,000円

##### (ウ) 武道場

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
全部の利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	5,720円	8,640円	11,300円
		入場料を徴収する場合	28,400円	43,100円	57,200円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	34,200円	51,800円	68,600円
		入場料を徴収する場合	170,000円	258,000円	342,000円
1/2の利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,800円	5,720円	7,630円
		入場料を徴収する場合	19,000円	28,400円	38,000円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,800円	34,200円	45,700円
		入場料を徴収する場合	113,000円	170,000円	228,000円

(2) 研修室

施設区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
研修室A		2,110円	3,130円	3,130円
研修室B		2,570円	3,920円	3,920円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		単位	利用料金	
放送設備		1日1回につき	5,610円	
仮設ステージ		1日1回につき	11,100円	
フロアシート		1日1回につき	3,360円	
可動席		1日1回につき	11,100円	
電動吊物		1日1回につき	56,100円	
電光掲示板	メインアリーナ	1時間につき	1,030円	
	武道場	1時間につき	260円	
	移動式	1時間につき	510円	
照明設備	メインアリーナ	2/3灯	1時間につき	2,230円
		全灯	1時間につき	4,480円
	サブアリーナ	2/3灯	1時間につき	1,110円
		全灯	1時間につき	2,230円
冷房設備	メインアリーナ	1時間につき	13,300円	
	サブアリーナ	1時間につき	5,610円	

	武道場	1時間につき	5,610円
暖房設備	メインアリーナ	1時間につき	8,990円
	サブアリーナ	1時間につき	4,480円
	武道場	1時間につき	4,480円

## 備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ若しくは武道場（次項及び第5項において「メインアリーナ等」という。）を専用利用する場合又は研修室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 高校生等以下の者がメインアリーナ等を専用利用する場合又は研修室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 入場料を徴収してメインアリーナ等を専用利用する者が当該専用利用に際し研修室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

## 5 栃木県立温水プール館の利用料金

## (1) プール

## ア 普通利用の場合

利用者		利用時間	午前9時から午後9時まで
高校生等以下（1人1回につき）			310円
その他の者（1人1回につき）			620円

## イ 専用利用の場合

区 分			午前9時から午後9時まで（1時間につき）	
			全コース	1コース
平日の利用	50メートルプール	入場料を徴収しない場合	20,800円	4,180円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に5を乗じて得た額	
	25メートルプール	入場料を徴収しない場合	10,300円	2,080円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に5を乗じて得た額	
平日以外の利用			平日の利用の利用料金の額に1.2を乗じて得た額	

## (2) 会議室



利用区分	利用時間	午前9時から午後9時まで (1時間につき)
全部の利用		2,080円
3/4の利用		1,560円
1/2の利用		1,030円
1/4の利用		510円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名	単 位	利 用 料 金
放送設備	1日1回につき	5,610円
固定式電光表示板	1時間につき	2,080円
移動式電光表示板	1時間につき	1,030円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいう。
- 平日以外の専用利用の場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にプールを専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時から午後9時までの利用時間1時間につき定められている利用料金の額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 高校生等以下の者がプールを専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 入場料を徴収してプールを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前3項に定める額に2を乗じて得た額とする。

(スポーツ振興課)

○栃木県奥日光地区駐車場の利用料金の承認

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第3号）第6条第2項後段の規定により令和6（2024）年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県奥日光地区駐車場管理規則（平成8年栃木県規則第49号）第4条の規定により公告する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 駐車場の利用料金

(1) 普通利用の場合

駐 車 場 名	車両区分	単 位	利 用 料 金
---------	------	-----	---------

湖畔第一駐車場 華巖の滝第一駐車場 華巖の滝第二駐車場 赤沼園地駐車場	二輪車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
	大型バス	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
立木第二駐車場 歌ヶ浜第一駐車場	二輪車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超え6時間までの場合は500円、6時間を超える場合は1,000円
	大型バス	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
湖畔第二駐車場 二荒山神社南駐車場	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
立木第一駐車場 歌ヶ浜第二駐車場 歌ヶ浜おもいやり駐車場	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超え6時間までの場合は500円、6時間を超える場合は1,000円

## (2) 共通一日券を利用する場合

車両区分	単 位	利用料金
二輪車	1台1日	400円
普通自動車	1台1日	1,000円
大型バス	1台1日	4,000円

## 備考

- 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。
- 「普通利用」とは、1回の利用をする場合であって、共通一日券を利用する場合以外のものをいう。
- 「共通一日券」とは、1日の間随時に複数の駐車場（二輪車又は大型バスで利用する場合にあっては、湖畔第一駐車場、華巖の滝第一駐車場、華巖の滝第二駐車場、立木第二駐車場、歌ヶ浜第一駐車場及び赤沼園地駐車場に限る。）の利用をすることができる利用券をいう。
- 「1日」とは、午前4時から翌日の午前4時前をいう。
- 利用開始の後最初に到来する午前4時以後継続して利用するときは、当該午前4時前の利用を1回とし、当該午前4時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用をそれぞれ1回として計算するものとする。

## 2 駐車場の附属施設の利用料金

利 用 料 金	
	株式会社e-MobilityPowerの認証

附属施設名	ネットワークサービス利用会員用 認証カード（以下「認証カード」 という。）により支払う場合	認証カード以外で支払う場合
電気自動車用充電設備	認証カード発行元の定める額	55円/分

## 備考

- 「電気自動車用充電設備」とは、電気を動力源の全部又は一部とする自動車に充電するための設備をいう。
- 利用料金は、1回につき6,000円を上限額とする。
- 1回とは、30分までの利用をいう。

(自然環境課)

## ○農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県知事 福田 富一

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
佐野市高橋町字牛谷418番1	田	395.00
佐野市高橋町字牛谷418番2	田	102.00
佐野市高橋町字牛谷855番	田	2,256.00
佐野市高橋町字中ノ田937番	田	3,604.00
佐野市高橋町字上流1019番	田	1,076.00

## 2 利用権の内容等

農地の区分	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
佐野市高橋町字牛谷418番1	利用権	令和6（2024）年5月1日	4年8か月	37,165円
佐野市高橋町字牛谷418番2				
佐野市高橋町字牛谷855番				
佐野市高橋町字中ノ田937番				
佐野市高橋町字上流1019番				

## 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明

栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号

## 4 利用権を設定すべき農地の所有者等の情報

農地の区分	所有者等の情報
佐野市高橋町字牛谷418番1	金井 秀男
佐野市高橋町字牛谷418番2	
佐野市高橋町字牛谷855番	

佐野市高橋町字中ノ田937番

佐野市高橋町字上流1019番

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する始期までに宇都宮地方法務局足利支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は、宇都宮地方法務局足利支局において、補償金の還付を受けることができる。

(農政課)

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
河内郡上三川町大字上蒲生字地藏堂1489番3	下野市上古山1502番地29グランシテイ102	菊池 洋輝
下都賀郡野木町大字友沼字卯ノ木5958番1、5958番4	東京都文京区大塚二丁目15番6号	株式会社不二家
下都賀郡野木町大字野木字葦窪3751番	下都賀郡野木町大字野木491番地	熊倉 桂子 熊倉 成彦
下都賀郡野木町大字友沼字宿通890番3	千葉県松戸市小山757番地の3	山下 詠子 山下 恵
塩谷郡高根沢町大字伏久字上糠塚1046番1	塩谷郡高根沢町大字平田1906番地1 メゾングレイス102	田澤 和世 田澤 雄基

(都市計画課)

## 監査委員

## 栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6(2024)年3月29日

栃木県監査委員 森 澤 隆  
同 鎌 形 俊 之  
同 阿 部 寿 一  
同 白 石 資 隆

## 監査の結果の措置状況

(指摘事項)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
安足健康福祉センター	令和5(2023)年11月14日	水道料金の支払いにおいて、出納員による支出命令確認が不十分であったことから、自動口座振替	本件は、出納員の支出決議書とシステム上のデータ照合が不十分であったこと、また支出後も資金前渡員口座の

に用いる資金前渡員の口座に二重に支出していた。

また、前渡資金精算報告書に代わる同口座の記帳を怠るなど、資金前渡員及び組織の確認不足を要因として、事務局監査で指摘されるまで年度を超えて長期間にわたって放置しており、公金管理が著しく不適切だった。

通帳記帳及び記帳済通帳の確認手続を怠っていたことを要因として生じたものです。

二重に支出した水道料金については指摘後直ちに同口座から県歳入に戻すとともに、同様の自動口座振替をしている他の支出についてもすべて確認を行い、他に二重支出がないことを確認しました。

今後は、支払の都度記帳及び記帳済通帳の確認（支出決議書の余白に確認日と押印）を受けることを徹底します。また、支払い漏れや二重登録のないよう、定例的な支払チェックリストを作成・管理することとしました。